

太陽光発電施設の建設を予定している皆さま

長野県景観規則の改正により、長野県景観計画の区域(※1)において一定規模を超える「太陽光発電施設」を建設(※2)しようとするときは、景観法に基づき、県への事前届出が必要になります。

1 事前届出が必要となる太陽光発電施設の規模

届出規模の要件	一般地域(※1)	景観育成重点地域
太陽電池モジュールの築造面積(※3)の合計	1,000㎡を超えるもの	20㎡を超えるもの

2 届出時期

着手予定の30日前までに、佐久穂町役場住民税務課生活環境係へ提出してください。

3 改正の施行日

平成28年12月1日(平成29年1月1日以後に着手するものが届出の対象です。)

4 その他

(1) 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、従来どおり、建築物の外観変更として次により届出が必要です。

届出規模の要件	一般地域(※1)	景観育成重点地域
太陽電池モジュールの設置面積	400㎡を超えるもの	25㎡を超えるもの

(2) 届出に基づき、県において周辺の景観との調和への配慮について、長野県景観計画で定める「景観育成基準」により審査します。

(3) 詳しい内容は、県若しくは地方事務所又は佐久穂町役場住民税務課生活環境係の各担当課にお尋ねください。

※1 佐久穂町は、長野県景観計画において、一般地域に区域分けされています。

※2 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※3 太陽電池モジュール(パネル)の水平投影面積

○問合せ先：長野県建設部 都市・まちづくり課 景観係 [電話 026-235-7348 (直)]
佐久地方事務所 建設課 [電話 0267-63-3159]
佐久穂町役場住民税務課生活環境係 [電話 0267-86-2552 (直)]